

広域型連携による高等教育実践における成果と課題(1)

——地域大学コンソーシアムとの連携による地域市民教育への総合的取り組み——

Achievements and challenges in the practice of higher education with a regional cooperation 1;

Comprehensive Initiatives to local citizenship education in collaboration with regional University Consortium

岡崎 裕 赤松 純子
Yutaka OKAZAKI Junko AKAMATSU
(和歌山大学) (和歌山大学)

2015年10月6日受理

はじめに

大学は歴史的には教育と研究を本来的な使命としてきたが、我が国の大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、大学の社会貢献(地域社会・経済社会・国際社会等、広い意味での社会全体の発展への寄与)が強調されるようになってきている。当然のことながら、教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献であるが、近年では、公開講座や産学官連携等を通じた、より直接的な貢献が求められるようになっており、こうした社会貢献の役割を、言わば大学の「第三の使命」として捉えていくべき時代となっているものと考えられる。¹

平成27年6月、文部科学省はその大臣名において「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し」として、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた速やかな組織改革を求め、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割等を踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めること」として各国立大学に対して大幅な組織機能の改革を迫った。その後、各界からの猛烈な反発により、文脈上の不備を認めたくえで事実上の撤回に至ったものであるが²、敢えて好意的に解釈するならば、こうした動きは、これまで大学が果たしてきた役割や意義、といった過去への評価ではなく、近未来を見据えた現実的なニーズとその果たすべき役割に対する社会的期待、言い換えれば大学という公共資本に関する社会的な再定義への要請と見ることもできる。

さて冒頭にあげた文章は、そうした社会からの大学に対する期待、あるいは要請を中教審の大学分科会がまとめた報告の抜粋である。ここに至る過程には、平成14年からおこなわれた文部科学省による「地域貢献推進特別支援事業」や「地(知)の拠点整備事業(COC)」などをはじめとした、大学の地域連携、地域貢献に向けた取り組みがあり、その結果として、文章中にあるような「教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献である」、あるいは「社会貢献の役割を、言わば大

学の「第三の使命」として捉えていくべき」といった思考につながっているのである。

「社会的要請」に応える、あるいは「社会貢献」が、大学という機関にとって共通の責務であるとするならば、そこにおいて貢献されるべき地域社会にとって、それぞれの大学における固有の事情(研究や教育など)は、実は、特段重要なものではないのかもしれない。ここでむしろ重要なのは、いずれの大学であれ、それぞれの地域社会に対して如何なる貢献を果たしうるかであり、もはや個々の大学の専門性や組織体制は地域にとっての選択肢としての要素に過ぎないものとなる。そう考えるとき、いま注目すべきは、地域社会における大学連合たる「コンソーシアム」の存在である。

本稿では、地域貢献の責務を果たすべき大学とそこにおける受益主体としての地域社会、さらにそれらをつなぐ地域大学連合たるコンソーシアムの連携に着目し、実際の事業を通じて具体的にどのような「社会貢献」が可能なのか検証する。ここで取り上げる事例は地域と大学が大学コンソーシアムを通じて実施する、消費者教育を通じたまちづくり事業である。

第1章 大学および大学コンソーシアムにおける地域貢献について

地域に広がる大学の連合体としての「コンソーシアム」は全国に多数存在する。こうした大学コンソーシアムは、法的な裏づけに基づいて組織されているもの

ではなく、大学の運営上の必要性から、あるいは地域社会(地方自治体)の要望によって組織されているものなど、設立の経緯については、それぞれの団体によって事情が異なっており、組織としての形態も社団法人、財団法人、あるいは特定非営利法人(NPO)など実に多様である。それらを統括的につなぐ組織として「全国大学コンソーシアム協議会」が存在し、2004年の創立から現在まで、数多くの取り組みを展開してきている。この協議会自体も任意団体の扱いである。全国にある大学コンソーシアムの総数については、現在の加盟状況から見ると、平成27年3月現在で35都道府県45団体となっており、北海道から沖縄まで、全国規模において広がっている³。ただ先にも述べたように、これらは特定の法や制度に基づいてつくられているわけではなく、部分的な支援はあるものの⁴、財政面も含め概ねそれぞれの団体による自発的な意思に任されているため、統一された指揮系統というようなものは存在していない。地域ごとのそれぞれのコンソーシアムにおける目的は、概ね教育・研究における大学間連携が中心であり、具体的事業も加盟大学間における単位互換、FD、SDにおける協力、市民向け公開講座の共同開催など、その設立形態と同様に多様である。

このようにして、大学相互の協働、そして連合化の動きが活発になる一方で、この論の冒頭で述べたように、大学における社会的使命(ミッション)としての「地域貢献」が求められるなか、大学コンソーシアムの使命もまた地域への貢献へと広がりを見せている。全国大学コンソーシアム協議会の設立趣旨には次のようなくだりがある。

「…また、その地に根ざす大学はもちろんのこと、地域の歴史、立地、特性を背景として設立された地域組織としての大学コンソーシアムは、いうなれば高等教育機関と地域社会とが深く結びつき、大学の発展と地域の活性化を実現する取り組みでもあります。」⁵

ここにある考え方と冒頭文書にある「教育や研究それ自体が長期的観点からの社会貢献である」という理念とともに考えあわせれば、大学、およびその連合体としての大学コンソーシアムにとって、「地域貢献」はその主たる存在理由であることは、もはや疑いを入れない。結論として、地域貢献は大学にとっての責務なのである。

第2章 地域社会における市民教育と消費者教育の関係性について

「教育」、「研究」そして「地域貢献」が大学にとっての主要な存在理由であることは先に述べた。そして前二者が、あとの「地域貢献」に向けての手段として認識されうることも、冒頭の文書から読み取ることが

できた。そうした前提に立って、ここでは特に教育の観点から論を進めることにする。

地域社会に生きる人々、言い換えれば「市民」に対し、大学はその持てる資源を活用しつつ、地域の人々にとって益となる活動を展開する。大学による地域貢献の本質をそのように考えるならば、例えば教育とは、それぞれの地元地域社会の持続可能性を担保するための次世代の育成をもって地域に対する貢献と解することができよう。地域を担う教員の養成などはその典型的な地域貢献(持続的的市民育成)のかたちなのであるが、ここではそのテーマのひとつとして「消費者教育」について考えてみることにする。

消費者教育は、平成24年の消費者教育推進法の定義によれば「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう」とされており、さらにそこに言及された消費者市民社会については、「消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう」と規定されている⁶。資本主義経済に基づく現代社会において、「消費」は単に商品の購買を意味するものではなく、一定の合理性・妥当性に基づいて、個々人が経済生活にかかわってゆくことを意味する、いわば生活そのものである。そこに「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する」という、ある種の社会的倫理観としての「消費者市民」概念が持ち込まれた。言わば「個」から「公」へそして「共」への価値の転換である。

先に論じた大学の社会的使命としての「地域貢献」そして市民の育成については、消費者教育というチャンネルを経て、資本主義経済における「生産」↔「消費」の関係概念を用いて、より望ましい社会の形成者としての「公民的資質の育成」へと発展することとなったのである。

第3章 南大阪地域大学コンソーシアムによる消費者教育への取り組み

南大阪地域大学コンソーシアムは、平成14年に設立された特定非営利活動法人(設立時は任意団体)で、大阪南部地域の13の高等教育機関の連携組織である。ここでは概ね、大学間における教育・研究に関する連携と、企業や自治体との連携(産官学連携)をはじめとする地域連携を中心として事業を展開している。教育事業としては、会員大学間の単位互換制度や学生によるインターンシップの共同開催、あるいはコンソーシアムが中心となった学習カリキュラムの提供などを実施

しており、また研究においても、コンソーシアムとしての研究事業に関し、会員大学に所属する研究者によって数多くの共同研究が行なわれている。これらの事業については、コンソーシアムの設立趣旨⁷、あるいは冒頭の「我が国の高等教育の将来像(審議の概要)」にも示されるように、それ自体が社会貢献のための手立てとして地域社会の発展に貢献するべきものである。

こうした流れのなかで、平成25年度南大阪地域大学コンソーシアムは、文部科学省生涯学習政策局による「連携・協働による消費者教育推進事業」として、消費者教育推進のための実証的共同研究を受託し、現在に至る、地域と大学間連携を前提とした消費者教育の取り組みに着手した。それは、消費者教育のこれまでの社会教育の取り組みや仕組みを活用しつつ、学校、地域、家庭、職域等の地域における多様なアクターの、効果的な連携・協働による消費者教育推進体制の構築を企図したモデル事業であり、具体的には、①本事業の円滑な推進と連携協力体制のための研究協議会の設置、②小学校、中学・高校、大学向けの消費者教育プログラムの開発、③開発した消費者教育プログラムの実践、④一般市民を対象とした消費者教育イベントの実施、そして、⑤一連の事業に関する検証であった⁸。

平成26年度は、前年度の事業を発展させるかたちで、広く市民を対象とした消費者教育サポーター養成講座の実施、そして修了者には「消費者教育サポーター」として資格認定することで、消費者市民社会の実現に貢献する地域人材を養成することをめざした。また、10月には文部科学省の主催になる「消費者教育フェスタ」開催の委託を受け、共催団体として、プログラムの設計から準備、実施まで担当した⁹。ここにおける趣旨は、市民教育たる消費者教育を持続的発展過程に位置づけ、単なる経済的合理性を求めるための教養教育ではない、「まちづくり」の主体たる積極的市民の育成を目指す消費者市民社会における循環型市民育成プログラムの実践であった¹⁰。

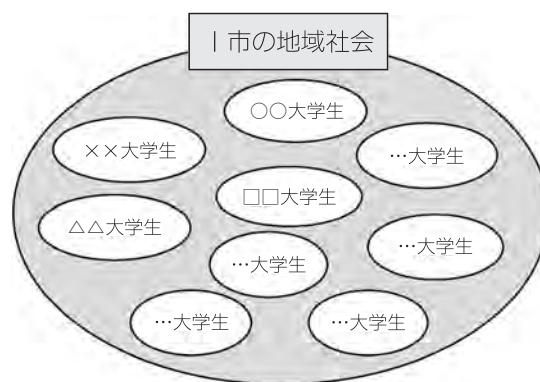
そして平成27年度、次のフェイズとして新たな視点のなかで教育プログラムの実践に取り組んでいる。前年度までの取り組みが、市民育成における循環的再生産に着目したものであり、言わば時間軸における消費者市民教育の実践であったのに対し、27年度においては大学コンソーシアムにある広域性と、「地域」という言葉の持つ空間的特性に着目した「空間軸」における消費者市民育成の取り組みである。

第4章 大学、地域、コンソーシアムの連携

平成27年度のプロジェクトのきっかけは、大阪府I市からの相談であった。I市は大阪府の南部域に位置し、人口規模は約7万6千人、大阪の中心部から電車で約30分の通勤にも便利な大都市大阪の衛星都市であ

る。市の西部は大阪湾に面しており、古来より綿糸などを中心として物流の拠点として栄えた。近代においては、その伝統を土台として毛布生産の町として発展した。ただ、I市には大学が存在せず、高等教育機関へと進学する者は結果的に他の市町村へと出てゆくかたちとなっている。町が発展してゆく過程で、次の時代を担う若い世代を育成し、町の伝統や地域の思いを継承する事は行政にとっても極めて重要な課題であり、大学のように構造的に若者が集う組織を持たないI市としては、地域づくりのシンクタンクとしてのニーズと合わせて、「大学が無い」という現実はやはり悩ましい問題だったのである。

ここで少し視点を変えて、I市に住む大学生と地域との関係を考えてみたい。

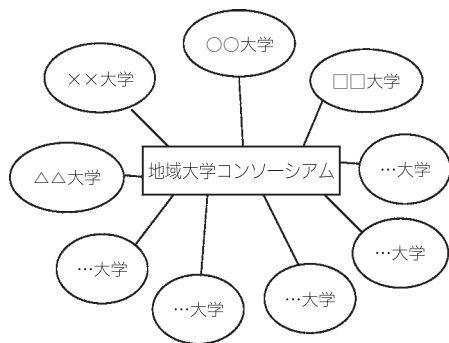


(図1)

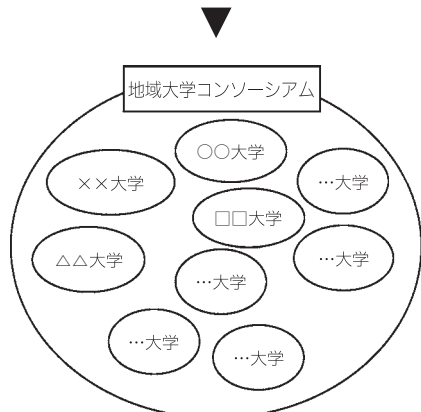
図1に示すように、市内に大学は無くてもそこには数多くの大学生が居住しており、地域の将来を担う若者たちは確実に存在する。そうした若いちからを引き出すにあたっては、市の広報や時には「回覧板」などを使ってイベントへの参加を呼び掛けるなど、仕掛けかた次第ではいくつもの手だてが考えられる。ただ、実際のところデジタルメディアがコミュニケーションツールの標準である現代の若者にとって、行政の広報誌、ましてや回覧板が現実にインパクトのある広報手段とは言えない。一方彼らの所属する大学では、そのキャンパスが所在する地方自治体に対しては、一定の地域貢献や地域連携が進められるものの、それぞれの学生の地元地域にまでカバーすることは事実上不可能である。次代の地域を担うマンパワーは地元に対する積極的市民意識を十分に育めないまま時間ばかりが過ぎ、結局都会の中心部へと移動してゆくのである。

こうした、大学を持たない多くの地方自治体におそらく共通する、きわめて切実な課題に対処するために、今回、大学コンソーシアムに一般的なシステムを活用することにした。

地域における大学コンソーシアムの一般的な構造は、次のようなイメージで示すことができる。



(図 2)

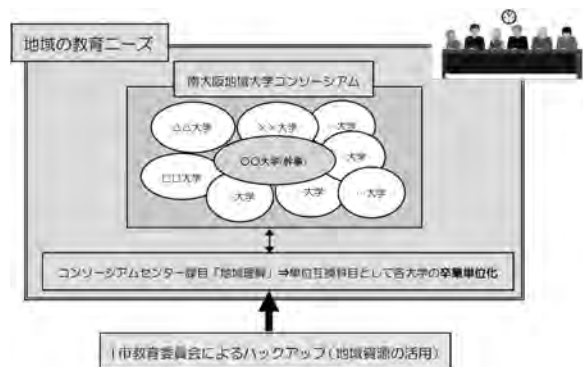


(図 3)

大学と大学コンソーシアムの関係は、一義的には、上記図2のような「ネットワーク型」の連携システムであるが、地域社会との連携を空間的に解釈すれば、むしろ図3のように理解する方がイメージとして適切である。ここにおいて注目すべきは、そのイメージが、先に示した図1における学生と地域社会との関係にほぼ重なる点である。それぞれの地域社会において、そこに大学があるか否かに関わらず「大学生」は確かに存在し、彼らの所属する大学自体はコンソーシアムのような形で連携組織化されている。さらに、大学コンソーシアムは、加盟する大学間の連携を目的として、特定の科目について加盟する他の大学に開放し、学生はこれを履修することで所属大学の卒業単位として認定されるようなシステムを持っている。これを「単位互換制度」という。つまりこのシステムを使えば、学生の所属する大学を問わず、単位互換対象科目を履修することで、経済的な負担もなくそれぞれの大学の卒業単位としてカウントされる。つまり、学生にとって利便性の高い、合理的システムなのである。当初「大学連携」という発想から始まった単位互換制度は、実は地域社会、そして学生自身の市民意識の醸成にとって、極めて有力な「突破口」となるのである。「地域貢献」を是とする大学、社会資源としての大学の力を求める地方自治体、そして選挙年齢の18歳への引き下げを受け、自らの地域における市民意識を育てる必要がある大学生の目的がここにオーバーラップし、それぞ

れのミッション、ならびに利益を確保することに繋がるのである。

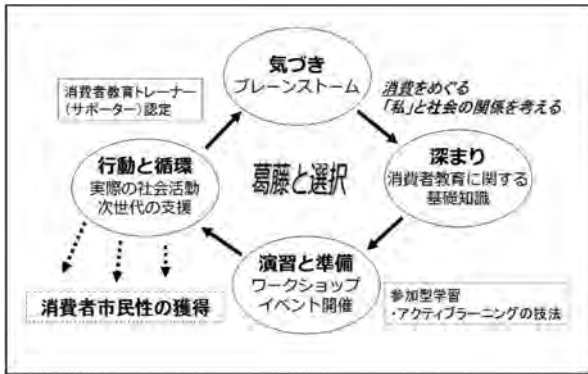
今回のプログラムの設計にあたって、私たちは南大阪地域大学コンソーシアムの単位互換制度を利用し、実施場所などについて、必ずしも特定の大学に拠らない「センター・広域単位互換科目」のスキームを活用し、I市の公共施設を活用しながら「まちづくり」のための担い手育成を目指してプログラムを設定することにした。



(図 4)

プログラムの概要としては、「まちづくりに向けた次世代の育成モデル」であり、企画、運営、実施に関して、地域資源(要望も含め)の活用を基本とする。地域に居住する大学生が、所属する大学を問わず、南大阪地域大学コンソーシアムの提供するセンター科目「地域理解」を履修し、地域(自治体)からくみ上げたニーズを中心として地域課題に取り組む。カリキュラムは概ね座学と演習によって構成され、地域における実際の課題解決のプロセスを体験することを通じて、地域への帰属意識と市民としての主体性を学ぶことになる。さらにそれぞれの学習努力は習得単位として学生としての履歴に反映され、卒業単位として認定される¹¹⁾。システムとしては以上のようなものであるが、学び、人づくり、担い手育成、といった本質的な意味から考えるならば、このプログラムは「地域の、地域による、地域のための」人材育成とすることができる。

このようにして、大学の広域連携に基づく「まちづくり」のための担い手育成のためのプログラムについて、枠組みは概ね定まった。ただ、「まちの担い手を育成する」といっても、そこにおける達成課題は未だ曖昧であり、次の段階として、まちを発展に導くための具体的な作業課題を設定する必要がある。そこで私たちは、昨年まで行ってきた事業、すなわち循環型消費者市民教育をそこに位置づけ、地域社会における消費者市民の循環的再生産を目指した。私たちが提唱した循環型消費者市民教育プログラムとは、以下のようなモデルによって示すことができる。



(図 5)

これは、総務省に設置された有識者会議「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究

会」による報告書「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」による「知の循環モデル」¹²、ならびに Robin Richardson による社会変革における学習循環のモデル¹³を援用して開発した市民教育における消費者教育のモデルであり、かいつまんで言えば、消費の問題について、**気づき**→**深まり**→**演習**→**行動**といった学習循環の過程を経て、一定の識見と行動力を得た市民が他の市民の同様の学習過程に「サポーター」としてコミットしてゆくことを目指している¹⁴。

今回の課題である「地域における担い手育成」を横軸(空間的な広がり)とするならば、この循環型モデルは縦軸(時間的な広がり)として機能する。このような趣旨を持って、今回新たなプログラムをデザインした。具体的なシラバスについては以下のとおりである。

(表 1)

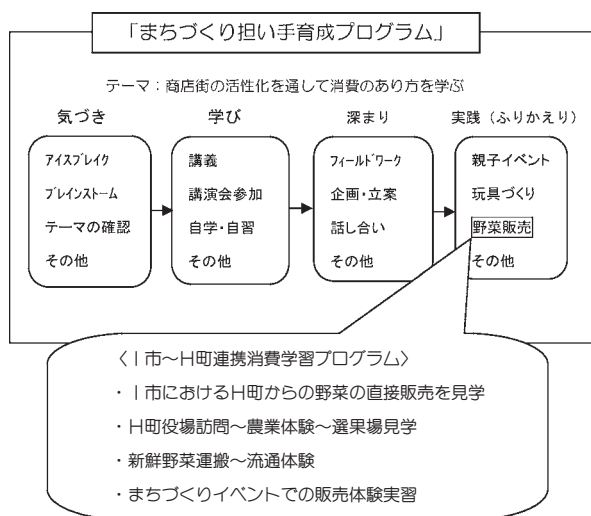
科 目	地域理解(まちづくりの企画体験を通した実践学習)		
担当教員			
授業種別	集中授業(単位互換)	授業形態	講義と演習ならびに実習
履修年次	1	学 期	2015年度 後期(4日間)
到達目標	1. 地方自治と行政施策のあり方について理解する。 2. 住民自治の理念を理解し市民的資質を身につける。 3. 地域社会の発展のために貢献できる。		
授業概要	郊外への人口移動や少子高齢化といった人口動態の変化に加え、人びとの消費行動や生活様式も変化し、地域社会においては、市街地の過疎化や日常生活に必要な「生活インフラ」の弱体化が課題となっている。こうした課題について、自治体等による行政の観点からの取り組みを検討するだけでなく、地域住民が主体的に課題解決に係わるという視点も重要である。この授業は、これからの社会を担うべき当事者としての学生が、これら2つの観点から「まちづくり」の課題に取り組むことで地域理解を深めることを目的としている。 またこの授業は、I市や同市内の商店街の協力のもとで、南大阪地域大学コンソーシアム単位互換制度のセンター科目として、I市の施設等を利用して実施される。地方自治や 地域社会の課題や現状をじかに知ることができるだけでなく、イベントの企画や実施などの具体的な活動を通じて、学生が主体的、体験的に学ぶことができる内容となっている。		
授業計画	第1日<イントロダクション～課題設定> [I市市民会館] 1 講義:「まちづくりと市民参加」 2 実習:「市民行政の基礎(市役所訪問)」 3 講演:「行政における現実的課題」(I市長) 4 講演:「消費者としての市民の役割」(Victoria Thoresen) 第2日<フィールドワークI～講演> [I市市民会館] 5 ワークショップ:「ブレインストーミング～何ができるか?」 6 講義「市民としてのフィールドワーク」 7 実習:I中央商店街の見学 8 演習:ワークショップ「ふりかえり～市民として何ができるか」 第3日<フィールドワークII～消費者教育イベントの準備> [I市市民会館] 9 演習:ワークショップ「消費者教育イベントの企画①」 10 演習:ワークショップ「消費者教育イベントの企画②」 11 演習:ワークショップ「消費者教育イベントの準備①」 12 演習:ワークショップ「消費者教育イベントの準備②」 第4日<まちづくり実習～消費者教育イベント> [I中央商店街・I市市民会館] 13 実習:消費者教育イベントの実施① 14 実習:消費者教育イベントの実施② 15 演習:ふりかえり～今後に向けて		
授業方法	講義と演習ならびに実習		
授業外学習	毎回自主学習課題を設定する。		
教科書	なし		
参考書	適宜授業で紹介する。		
評価方法	授業への参加度(30%)と課題の提出物(70%)を総合して評価する。		
備 考	定 員:20名(男女) ※最小履行人数:5名 授業時間:10:00-17:00(12:30-13:30 昼休憩) 授業場所:I市民会館、I中央商店街 ※授業内容により変更する場合がある。		

全体15回、半期2単位のプログラムとなっており、気づき→学び→深まり→振り返りの学習プロセスを踏襲している。特にフィールドワークからワークショップ、そしてイベント開催に至るプロセスについては、南大阪地域コンソーシアムにおいて過去に行った一連の事業をもとにアクティブラーニングの手法を中心として構成した¹⁵。イベントの具体的な中身については後述するが、基本的には地元地域における社会的課題である「商店街の活性化」を中心として、「高齢化」などの課題解決の要素も組み込みながら学習を深め、学習者(学生)自身が責任ある(消費者)市民として、どのように地域に向き合うのかを学ぶ構成となっている。

このプログラムは外見的には、「まちづくり」に関する学習と、それに基づいた商店街を中心としたワークショップという二つのフェーズから構成されるが、ここにもうひとつ、消費者教育の視点から重要な仕掛けを施している。それは、I市と友好都市関係にある和歌山県H町との連携に基づくものである。

H町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、古くから農林業を基幹産業として発展したまちで、現在は、「温州みかん」をはじめ、甘夏等の柑橘類、ウスイエンドウ、ブロッコリーなどの野菜類、また、山間部では、梅や椎茸の栽培が盛んにおこなわれている。I市とは平成14年に友好都市提携を調印。その後、町村合併を経たのち、現在も友好都市関係にある。そうした関係から、I市ではH町で採れる新鮮な野菜を毎週軽トラックに満載し、中央商店街で直接販売を行なっている。

今回、私たちは先の「まちづくり担い手育成プログラム」にこれまでの「消費者市民育成循環型プログラム」を組み合わせ、さらにこの直接販売の仕組みを使って、更なる縦糸を加えてみることにした。構造的には以下の図のようになる。



(図6)

今回、「まちづくり担い手育成プログラム」において、学習テーマを「消費のあり方」とし、地域における次代の担い手として、健全な消費者市民の育成を、地域大学コンソーシアムのシステムを使いながら循環的に進めることを狙いとしている。そこに全体のからさらにサブグループを編成し、図6に示したようなミッションを提供して、より精密な消費者教育のためのサブプログラムとして設定した。このサブプログラムについては、今後稿を改めてより詳しく検証することにする。ちなみにその他のミッション(「親子イベント」、「玩具づくり」など)はそれぞれに既に実践の経緯があり、報告も行なっている^{16,17}。

このように、具体的な作業課題を織り交ぜながら、消費者市民の育成を図り、積極的市民としての参加・参画意識を醸成しながら、最終的には地域を担う次世代の育成へとつなげることが本プログラムの目的である。

おわりに

本プロジェクトならびにプログラムは、平成27年度の実施になるものであり、本稿執筆の段階で、進行中のものである。プログラムの意図は記述のとおりであるが、動的カリキュラムとして考えたとき、教育課程そのものの評価はいまだ行うことができない。したがって、その結果については稿を改めて検証、検討することとする。

参考文献

- 1 「我が国の高等教育の将来像(審議の概要)」中央教育審議会大学分科会、平成16年9月
- 2 「下村博文文部科学大臣記者会見」平成27年9月11日
- 3 『全国大学コンソーシアム取組事例集』全国大学コンソーシアム協議会、pp106-107、2015年
- 4 文部科学省「戦略的大学連携支援事業」2008年など
- 5 『全国大学コンソーシアム協議会設立趣旨』2004年
- 6 「消費者教育の推進に関する法律」第2条、2012年
- 7 「特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム設立趣旨」南大阪地域大学コンソーシアム、2002年
- 8 『平成25年度 文部科学省「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実証的共同研究」消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・検証』南大阪地域大学コンソーシアム、2014年3月
- 9 南大阪地域大学コンソーシアム「『平成26年度 文部科学省「連携・協働による消費者教育推進事業」における消費者教育推進のための実証的共同研究」地域における消費者教育の担い手育成～市民向け養成講座・大学教育を通じて～」2015年3月
- 10 岡崎 裕「地域の連携・協働による消費者教育プログラムの開発と実践～循環型消費者教育プログラムについて～」、『消費者教育』35号、日本消費者教育学会、2015年
- 11 地域に居住しながら、当該大学コンソーシアムに加盟していない大学に所属する学生に対してどのように対応するの

- かという課題がある。この場合、卒業単位としては認められないものの、大学コンソーシアム、あるいは行政として何らかの認定を行うことは当然考えられる。
- 12 総務省：分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」2005年
- 13 Richardson, R., "LEARNING FOR CHANGE IN WORLD SOCIETY - REFLECTIONS, ACTIVITIES AND RESOURCES", World Studies Project, London, First published 1976
- 14 岡崎 裕、前掲書、p191
- 15 南大阪地域大学コンソーシアム、前掲書(2014)、(2014)
- 16 南大阪地域大学コンソーシアム、前掲書(2014)、(2014)
- 17 プール学院大学「地域連携報告」